

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 一般廃棄物処理施設

第1節 市町村以外の者の設置に係る一般廃棄物処理施設(第2条—第13条)

第2節 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設(第14条—第19条)

第3章 産業廃棄物の処理

第1節 削除

第2節 産業廃棄物処理業者(第22条—第24条)

第3節 再生利用業(第25条—第30条)

第4節 産業廃棄物処理施設(第31条—第36条)

第4章 雑則(第37条—第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに柏市廃棄物処理清掃条例(平成5年柏市条例第17号)及び柏市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例(平成10年柏市条例第33号)並びに柏市廃棄物処理清掃条例施行規則(平成5年柏市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物処理施設

第1節 市町村以外の者の設置に係る一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の設置の許可)

第2条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書とする。

2 市長は、法第8条第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対し、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第3条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書とする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査)

第3条の2 省令第4条の4の2に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書とする。

2 省令第4条の4の4の規定による通知は、定期検査結果通知書により行うものとする。

(平23規則36・追加)

(一般廃棄物処理施設の維持管理の状況の報告)

第4条 法第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、次の各号に掲げる期間における当該維持管理の状況をそれぞれ当該各号に定める日までに市長に報告しなければならない。

(1) 1月1日から3月31日までの間 4月10日

(2) 4月1日から6月30日までの間 7月10日

(3) 7月1日から9月30日までの間 10月10日

(4) 10月1日から12月31日までの間 翌年の1月10日

(特定一般廃棄物最終処分場に係る報告)

第5条 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書とする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可)

第6条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書とする。

2 第2条第2項の規定は、法第9条第1項の許可をしたときについて準用する。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第7条 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書とする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第8条 省令第5条の5第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書とする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第9条 省令第5条の5の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とする。

2 市長は、法第9条第5項の確認をしたときは、当該確認に係る申請をした者に対し、廃棄物最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(法第9条第6項及び第7項の規定による欠格要件に係る届出)

第10条 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項に規定する届出書は、廃棄物処理施設設置に係る欠格要件該当届出書とする。

(令元規則27・一部改正)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

第10条の2 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書は、熱回収施設設置者認定申請書とする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、当該認定に係る申請をした者に対し、熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

(平23規則36・追加)

(一般廃棄物の認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

第10条の3 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書は、熱回収施設休業等届出書とする。

(平23規則36・追加)

(一般廃棄物の熱回収に関する報告)

第10条の4 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書は、熱回収報告書とする。

(平23規則36・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第11条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書とする。

2 市長は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対し、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可)

第12条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書とする。

2 市長は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、当該認可に係る申請をした者に対し、合併・分割認可証を交付するものとする。

(相続の届出)

第13条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書とする。

第2節 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出等)

第14条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書により行わなければならない。

2 法第9条の3第4項ただし書の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書により行うものとする。

3 法第9条の3第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置の工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書により市長に報告しなければならない。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の維持管理の状況の報告)

第15条 [第4条](#)の規定は、法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者について準用する。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出等)

第16条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書とする。

2 [第14条第2項](#)の規定は法第9条の3第9項において準用する同条第4項ただし書の規定による通知について、[第14条第3項](#)の規定は法第9条の3第8項の規定による届出をした者について、それぞれ準用する。

(平23規則36・一部改正)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第17条 省令第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書とする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第18条 省令第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書とする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第19条 省令第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書とする。

2 [第9条第2項](#)の規定は、法第9条の3第11項において準用する法第9条第5項の確認をしたときについて準用する。

(平23規則36・一部改正)

第3章 産業廃棄物の処理

第1節 削除

(平23規則36)

第20条及び第21条 削除

(平23規則36)

第2節 産業廃棄物処理業者

(産業廃棄物処分業等に係る実績の報告)

第22条 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該許可に係る事業の実績を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書を市長に提出しなければならない。

(法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項の規定による欠格要件に係る届出)

第23条 省令第10条の10の3及び第10条の10の3の2第1項に規定する届出書は、廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書とする。

(平23規則36・令元規則27・一部改正)

(法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項の規定による欠格要件に係る届出)

第24条 省令第10条の24及び第10条の24の2第1項に規定する届出書は、廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書とする。

(令元規則27・一部改正)

第3節 再生利用業

(再生利用業の指定の申請)

第25条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業の指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書により市長に申請をしなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 産業廃棄物の取引関係

2 前項の再生利用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 産業廃棄物の取引関係を説明する書類
- (3) 産業廃棄物を生じさせる事業又は産業廃棄物を再生利用する事業が委託を受けて行われるものである場合にあっては、当該委託に係る契約書その他これに類する書面の写し
- (4) 生活環境の保全上の支障を生じさせないために講じる措置を記載した書類
- (5) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (6) 前号の施設の所有権その他の当該施設を使用する権原を有することを証する書類
- (7) 法人にあっては、定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書並びに業務の経歴及び当該法人の役員履歴を記載した書類
- (8) 個人にあっては、住民票の写し及び履歴を記載した書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

(再生利用業の指定)

第26条 再生利用業の指定には、期限又は生活環境の保全上必要な条件を付けることができる。

2 市長は、前条第1項の申請があったときは、再生利用業の指定の可否の決定をし、再生利用業の指定をする旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、再生利用業指定証を交付するものとする。

(再生利用業の事業範囲の変更の認定等)

第27条 再生利用業の指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、当該再生利用業の指定に係る第25条第1項第2号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が再生利用業の指定に係る事業の全部又は一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、第25条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付した再生利用業変更認定申請書により市長に申請をしなければならない。

3 前条第1項の規定は第1項の認定について、同条第2項の規定は前項の申請があったときについて、それぞれ準用する。

(再生利用業に係る変更の届出)

第28条 再生利用指定業者は、第25条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更をした日から10日以内に、再生利用業変更届出書により市長に届け出なければならない。

(再生利用業に係る実績の報告)

第29条 再生利用指定業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における再生利用業の指定に係る事業の実績を市長に報告しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第30条 再生利用指定業者は、再生利用業の指定に係る事業の全部又は一部の廃止をしたときは、当該廃止をした日から10日以内に、再生利用業廃止届出書により市長に届け出なければならない。

第4節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設の維持管理の状況の報告)

第31条 第4条の規定は、法第15条第1項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第4条中「一般廃棄物処理施設」とあるのは、「産業廃棄物処理施設」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第32条 省令第12条の7の17第2項に規定する届出書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出書とする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書は、特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書とする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、特例一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書により行わなければならない。

(平23規則36・一部改正)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第33条 市長は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認をしたときは、当該確認に係る申請をした者に対し、廃棄物最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(平23規則36・一部改正)

(法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項及び第7項の規定による欠格要件に係る届出)

第34条 省令第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項に規定する届出書は、廃棄物処理施設設置に係る欠格要件該当届出書とする。

(平23規則36・令元規則27・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第35条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に対し、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可)

第36条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可をしたときは、当該認可に係る申請をした者に対し、合併・分割認可証を交付するものとする。

第4章 雑則

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳)

第37条 法第19条の12第1項に規定する台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳とする。

(平30規則58・一部改正)

(許可証等の再交付申請等)

第38条 市長は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる許可証又は指定証(以下「許可証等」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したときは、その者の許可証等再交付申請書による申請に基づき、当該許可証等を再交付するものとする。

(1) 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者 第2条第2項(第6条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(第40条第2項において「一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証」という。)

(2) 法第14条第1項の許可又は第14条の2第1項の許可(産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更に係るものに限る。)を受けた者 省令第10条の2に規定する許可証(次条及び第40条第2項において「産業廃棄物収集運搬業許可証」という。)

(3) 法第14条第6項の許可又は第14条の2第1項の許可(産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更に係るものに限る。)を受けた者 省令第10条の6に規定する許可証(次条及び第40条第2項において「産業廃棄物処分業許可証」という。)

(4) 法第14条の4第1項の許可又は第14条の5第1項の許可(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更に係るものに限る。)を受けた者 省令第10条の14に規定する許可証(次条及び第40条第2項において「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」という。)

(5) 法第14条の4第6項の許可又は第14条の5第1項の許可(特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更に係るものに限る。)を受けた者 省令第10条の18に規定する許可証(次条及び第40条第2項において「特別管理産業廃棄物処分業許可証」という。)

(6) 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者 省令第12条の5に規定する許可証(第40条第2項において「産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証」という。)

(7) 再生利用業の指定又は第27条第1項の認定を受けた者 第26条第2項(第27条第3項)において準用する場合を含む。)に規定する再生利用業指定証(次条及び第40条第2項において「再生利用業指定証」という。)

2 許可証等をき損し、又は汚損したことにより前項の申請をする者は、同項に規定する許可証等再交付申請書に、当該き損し、又は汚損した許可証等を添付しなければならない。

3 第1項の規定により許可証等の再交付を受けた者(許可証等を紛失した者に限る。)は、当該紛失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(平23規則36・一部改正)

(許可証等の書換え)

第39条 前条第1項各号に掲げる者は、次に掲げる届出をするときは、当該届出に併せて当該許可又は指定若しくは認定(以下「許可等」という。)に係る許可証等を市長に提出してその書換えを受けなければならない。

(1) 法第9条第3項の規定による届出(法第8条第2項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)

(2) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るもの及び産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証の記載事項の変更を伴わないものを除く。)

(3) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るもの及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の記載事項の変更を伴わないものを除く。)

- (4) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(法第15条第2項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)
- (5) [第28条](#)の規定による届出(再生利用業指定証の記載事項の変更を伴わないものを除く。)
- (6) [第30条](#)の規定による届出(事業の一部の廃止に係るものに限る。)
(平23規則36・一部改正)

(許可証等の返納)

第40条 [第38条第1項各号](#)に掲げる者は、次のいずれかに該当するときは、当該許可等に係る許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第3項の規定による届出(一般廃棄物処理施設の廃止に係るものに限る。)をするとき。
 - (2) 法第9条第4項の規定による届出をするとき。
 - (3) 法第9条第5項の規定による確認を受けたとき。
 - (4) 法第9条の2の2第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けたとき。
 - (5) 法第14条第3項に規定する許可の有効期間(同項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき。
 - (6) 法第14条第8項に規定する許可の有効期間(同項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき。
 - (7) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものに限る。)をするとき。
 - (8) 法第14条の3の2の規定による許可の取消しを受けたとき。
 - (9) 法第14条の4第3項に規定する許可の有効期間(同項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき。
 - (10) 法第14条の4第8項に規定する許可の有効期間(同項に規定する場合にあっては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき。
 - (11) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものに限る。)をするとき。
 - (12) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定による許可の取消しを受けたとき。
 - (13) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出(産業廃棄物処理施設の廃止に係るものに限る。)をするとき。
 - (14) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第4項の規定による届出をするとき。
 - (15) 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による確認を受けたとき。
 - (16) 法第15条の3の規定による許可の取消しを受けたとき。
 - (17) [第26条第1項](#)の規定により付けられた再生利用業の指定の期限が到来したとき。
 - (18) [第30条](#)の規定による届出をするとき。
- 2 [第38条第1項各号](#)に掲げる者は、次のいずれかに該当するときは、当該許可等を受ける前にその者又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設についてされた許可等に係る許可証等を市長に返納しなければならない。
- (1) 法第9条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の交付を受けたとき。
 - (2) 法第14条の2第1項の許可に係る産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証の交付を受けたとき。
 - (3) 法第14条の5第1項の許可に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の交付を受けたとき。
 - (4) 法第15条の2の6第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の交付を受けたとき。
 - (5) [第27条第1項](#)の認定に係る再生利用業指定証の交付を受けたとき。
(平23規則36・一部改正)

(提出書類等の部数)

第41条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副各1部とする。
(補則)

第42条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年千葉県規則第43号。以下「県規則」という。)第3条の規定により交付された一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証は、[第2条第2項](#)([第6条第2項](#)において準用する場合を含む。)の規定により交付された一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証とみなす。
- 3 [前項](#)に定めるもののほか、施行日前に県規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年規則第36号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。